

【ケース 6】「公正証書遺言書があり、遺言執行者がいる場合で、相続を受ける方が法定相続人のみ（「相続させる遺言」）の場合」にご用意いただく書類です。

<必要書類>

書類名	備考	確認欄
・公正証書遺言書		
・亡くなられた方の戸籍謄本	死亡の事実の確認ができるもの	
・遺言執行者、相続を受ける相続人の印鑑証明書	遺言執行者が弁護士の場合は、弁護士会発行の印鑑証明書でも可	
・家庭裁判所の遺言執行者選任審判書謄本	遺言書上で、遺言執行者の指定がある場合は不要です	
・相続手続依頼書兼受取書	当金庫所定書式（様式 8）	
・非課税（特別）貯蓄者死亡届出書	マル優（マル特）ご利用された方届出書は各支店にごございます	
・通帳、証書	亡くなられた方の普通預金、定期預金等	
・出資証券	当金庫出資金をお持ちの方	
・貸金庫鍵、カード	貸金庫契約があった方	
・未使用小切手、手形用紙	当座預金契約があった方	
・キャッシュカード	普通預金、貯蓄預金等	
・来店して手続きされる方の実印		
・           〃           の本人確認書類	運転免許証、健康保険証等	

- ▶ 書類関係は**原本**をお持ち下さい。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。
- ▶ 相続の内容により別途、書類をお願いする場合がございますので、ご承知おき下さい。

<当金庫所定書式へのご記入について>

当金庫所定書式へご記入される方		確認欄
弁護士が遺言執行者の場合	遺言執行者	
相続人が遺言執行者の場合	相続人が 1 人の場合は遺言執行者 相続人が複数の場合は遺言執行者及び相続人全員	